

デイリーレポート詳細版

2010年4月23日、坂戸市障害者市民ネットワーク（略称：坂障ネット）のみなさんと市長との面会をセット、30分の予定で、懇談の時間を持つことができました。写真は要望・意見書を伊利市長に手交する三尾靖会長です。



以下、要望・意見書を掲載します。

坂戸市長

伊 利 仁 様

坂戸市障害者福祉市民ネットワーク
会 長 三 尾 靖

坂戸市民のために日々ご精励されていることに心から感謝いたします。

私たち坂戸市障害者福祉市民ネットワークは、一昨年の市長選挙にあたって、市長はじめ市長選挙に立候補された皆様方に障害者問題についてアンケートを行い、皆様から丁寧なご回答をいただきました。それから今年春でちょうど2年となります。この機会に市長からのご回答を振り返りつつ、今後の坂戸市の障害者施策についての考え方などについてお伺いし、また、私達の要望や意見等を提示し、施策の推進に資したいと考えます。以下よろしくご検討、ご回答ください。

- ① 民主党などの新政権は、障害者権利条約批准、障害者基本法改定、障害者自立支援法廃止、総合的な障害者福祉法制定へと動き始めています。権利条約は「障害を社会福祉の問題から人権の問題に移し・・・『パラダイム転換』をもたらし」（ドン・マッケイ元国連障害者権利条約特別委員会議長）ました。また厚生労働省も「障害者福祉の充実は、憲法等に基づく障害者の基本的権利の行使を支援するものであることを基本とする」（障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国〔厚生労働省〕との基本合意文書、2010年1月7日）と表明しています。この流れは従来の障害と障害者支援についての考え方を大きく転換させるものです。市長はアンケートの回答で障害者自立支援法の理念については「一定の評価をしている」と答えておられますが、障害の問題についての認識、新政権のもとでの障害者施策の新しい展開についてどうお考えですか。また、どう対応していかれますか。
- ② 障害者計画は「自立」、「ノーマライゼーション」目標としていますが、「自立」「ノーマライゼーション」をどのようにとらえていますか。そのため市としての特徴的な施策の推進、目標への前進や成果についての評価はいかがでしょうか。
- ③ 障害者福祉の職に就く人が減り、離職者が増えていることについて、アンケートでは「福祉従事者の収入の確保が最も重要」と答えておられますが、対応策と成果はいかがで

したか。また、今後どう取り組んでいけますか。福祉職の現場の勤務実態と家庭生活の関係も重要だと考えますがいかがでしょうか。

④ 手話通訳者、要約筆記者の養成、職員採用の拡充について、アンケートでは養成、研修を行い、聴力に障害を持つ人との「会話ができるようになればと思っています」とされています。この点でどのような前進はありましたか。技能習得者数、講習会の実施回数や時間数は増えていますか。

⑤ アンケートで、障害者支援の施策で今一番必要と考えることについてお尋ねしました。これについては就労をあげ、自立ということを考えるとき「労働としての対価である収入を得られることが必要と考えておりましたどのような形で市として支援できるか検討していかなければならないと思っています」としておられます。この間障害者の就労でどのような前進・成果があったのでしょうか。今年度の障害者福祉計画・障害福祉計画事業計画案が策定・推進委員会の検討の結果、就労センターの設置に向け「調査研究を行う」から「努力する」に修正され、2010年度予算では障害者就労事業委託料を新規で計上されました。今後どのような構想で就労事業を推進する構想を持っておられますか。地域、企業に対してどう働きかけていきますか。

⑥ 前述のように障害者施策が人権の問題ということになれば、それが人権保障であれ人権侵害救済であれ、基本的には待ったなしともいえる対応が必要となります。そのことを踏まえ、アンケートの回答を想起しつついくつかの問題について要望します。

イ) 平成22年度予算は身体障害者者手帳診断書補助を廃止し、移動支援事業費補助削減(削減分132万5千円)するとしています。障害者の自立とノーマライゼーション実現のための障害者計画に盛り込まれているこれら施策を、廃止、削減することは障害者の人権保障の後退をもたらすことになりかねません。移動支援については当事者などからは利用したくても手不足を理由に断られるという声も上がっています。このようなことがないような対策をとってください。

ロ) 障害者自立支援法は3年後には廃止され、「応益負担」制度もなくなります。この制度に準じて設けられた地域支援事業などの施策の1割利用者負担も廃止してください。

ハ) 障害者が自立、あるいは坂戸市で当たり前暮らすことができるようにするには、様々な支援策が必要です。その点で障害者・児の生活サポート事業は極めて有効な制度であり、利用回数も増えています。かねてから、利用料負担の軽減を求める強い要望があります。
☆生活サポート事業の原点に戻り、サービス内容を限定しないよう県に要望してください。
☆利用料負担は障害児については世帯主の所得に応じ、障害者については本人の所得に応じて軽減するような制度に改善してください。非課税の場合は負担をなくしてください
☆施設入所者も事業の対象としてください

ニ)「福祉従事者の収入確保」には事業所が適切な報酬単価で事業を行える条件が必要です。
☆緊急の措置として移動支援事業の報酬単価を、現行1時間2000円を、生活サポート並みの2850円に引き上げてください。

☆移動支援事業にも利用料の上限金額を設けていただくか、利用料補助をしてください。

ホ) 介護、家事援助、移動支援などの内容が事業者の理解と行政の判断とが一致しないことがあります。事業者と行政の懇談会等で実際の生活に即して理解・判断の一致を図るようにしてください。生活の質についてのとらえ方に差異があります。法的な問題、保険のあり方等の問題も含め、厚生労働省など関係省庁にも働きかけてください。また、「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「移動支援」等の援助内容を複雑に分類しないようにするか、報酬単価を統一するよう国へも要望してください。

へ) 重度の障害者の場合、支援を円滑にできるように、いつも使用している家族の車を使うことができるようにしてください。

ト) 重度訪問介護と行動援護を行う事業所が坂戸には少ないので、事業所を増やす努力をしてください。全身性障害者介護人派遣事業を坂戸市でも実施してください。

チ) NPO法人が事業を円滑に進めることができるよう、適切な援助をしてください。

☆行政への提出書類を簡素化してください（一般事業者も同じですが）。

☆適切な補助（家賃補助、人件費、運営費、車両維持費など）をしてください。

☆市町村が行う研修や養成講座についての情報提供および参加できるような便宜を図ってください。

☆市の施設や施設内の印刷機をボランティアグループと同様に活用できるようにしてください。

☆会計処理の合理化（共同化・簡素化）

リ) 情報の提供を適切、綿密に行ってください。個人情報保護が行き過ぎて情報の流通が阻害されないようにしてください。

ヌ) 坂戸市障害者福祉計画に基づいて2007年3月、障害者団体連絡協議会が発足しました。

計画には「障害者団体等の代表者による連絡協議会を設置し」となっていましたが、発足の際は、市が障害者団体として認識している団体のみに限られ、名称も「障害者団体連絡協議会」とされました。この理由は何でしょうか。

☆同年3月24日、結成の会議が開かれた際、発足させたうえで「計画に示された方向をめざす」（坂障ネット通信18号）ことが確認されました。その方向へ進めてください。

☆連絡協議会の役割について、2007年9月の市議会で市は「障害者の生活全般を把握することは、施策を推進する上で重要」であり、連絡協議会によって「障害者の生の声を聞きながら施策推進」する旨の答弁をしています。しかし、実際の会議の実態についてはそういう方向で行われているとは言い難いという批判があります。答弁に基づく方向で運営してください。

ル) 障害児教育への支援を実情にあったものにしてください。

☆通学の保障をしてください。義務教育段階は移動支援を使えるようにしてください。

☆ヘルパーなど介護職の人が学校の中でも介助できるようにしてください。

☆学校の教員が障害について理解を深めるような施策を進めてください。